

令和6年度第4回京都府戦略的地震防災対策推進部会

地震対策専門家会議

日時：令和7年2月28日（金）
10時00分～

場所：京都府危機管理センター
災害対策本部会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）京都府内の地震被害想定の見直し結果について【資料1】

（2）第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの最終案について

【資料2、資料2－1、資料2－2】

（3）その他

3 閉 会

地震対策専門家会議委員一覧

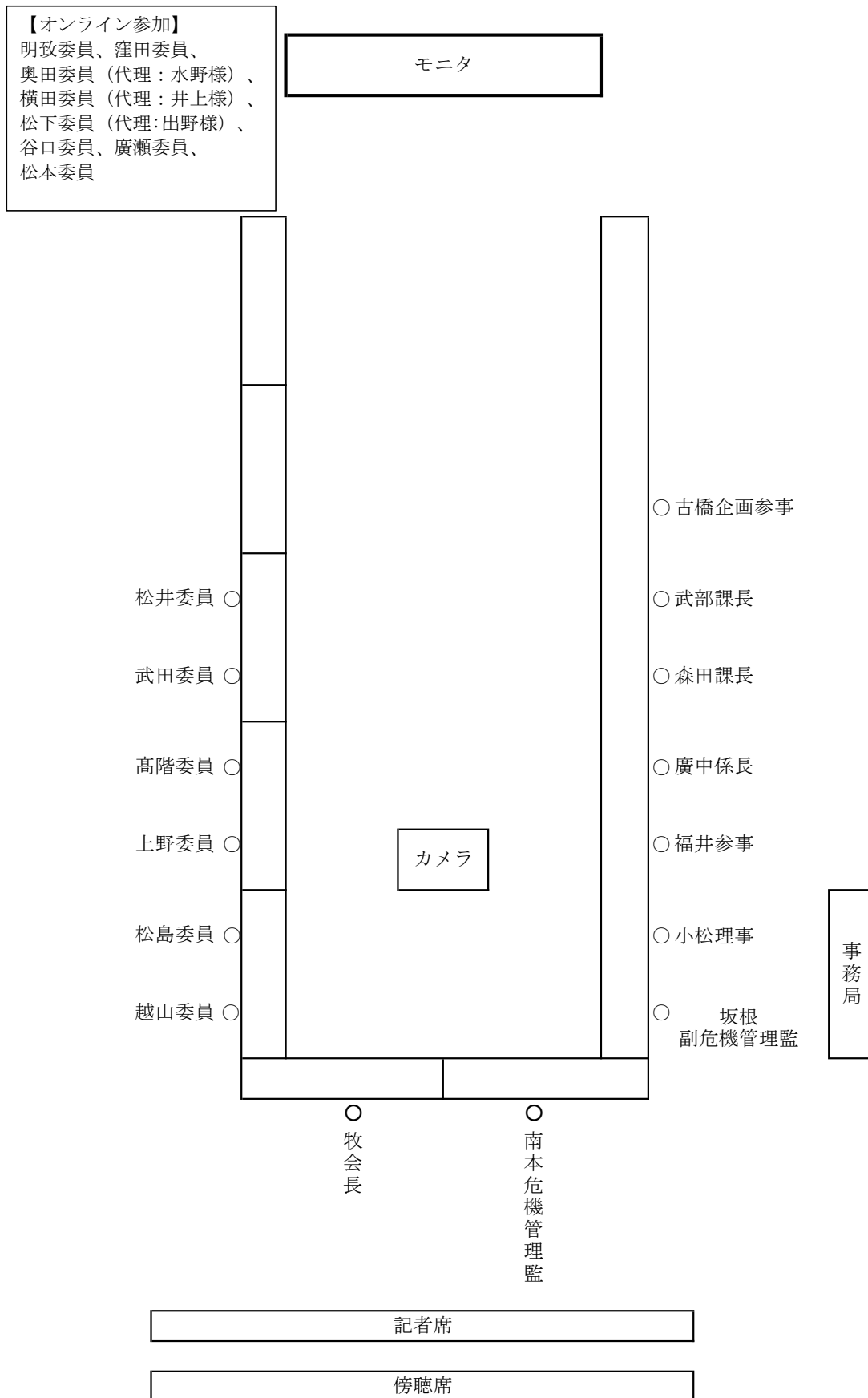
	氏 名	現 職	分 野	御出欠
推進部会	アケチ シンゴ 明致 親吾	京都C S R推進協議会 会長	行政評価・民間	出席 (オンライン)
	クボタ ヨシオ 窪田 好男	京都府立大学公共政策学部 教授	公共政策	出席 (オンライン)
	コシヤマ ケンジ 越山 健治	関西大学社会安全学部 教授	都市防災	出席
	◎会長 マキ ノリオ 牧 紀男	京都大学防災研究所 教授	防災計画	出席
	マツシマ シンイチ 松島 信一	京都大学防災研究所 教授	建築（耐震化）	出席
医療・福祉	ウエノ ユカコ 上野 由香子	一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 副会長	福祉	出席
	タカシナ ケンイチロウ 高階 謙一郎	京都第一赤十字病院救命救急センター・基幹災害医療センター長	災害医療体制 (災害拠点病院)	出席
	タケダ ヤスハル 武田 康晴	京都府障害者施策推進協議会会長 (華頂短期大学副学長)	災害福祉	出席
	マツイ やす子 松井 やす子	京都府民生児童委員協議会 副会長	福祉	出席
	ミヨウジョウウテツヤ 明城 徹也	特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOD) 理事	被災者支援	欠席
ライフライン	オクダ ヤスヒロ 奥田 泰弘	大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部長	ガス事業者	代理出席（オンライン） 導管計画チーム マネジャー 水野 憲和
	ヨコタ さくら 横田 さくら	西日本電信電話株式会社 京都支店長	通信事業者	代理出席（オンライン） 環境デザイン室室長 井上 陽介
	マツシタ ヨシナオ 松下 義尚	関西電力送配電株式会社 京都本部長	電力事業者	代理出席（オンライン） コミュニケーション副長 出野 国裕
	タニグチ アツシ 谷口 淳	京都市上下水道局総務部担当部長	上下水道事業者	出席 (オンライン)
自治体	ヒロセ トモフミ 廣瀬 智史	京都市危機管理監	府内自治体	出席 (オンライン)
	マツモト ミキオ 松本 美規夫	福知山市危機管理監	府内自治体	出席 (オンライン)

第4回京都府戦略的地震対策推進部会地震対策専門家会議

座席表

令和7年2月28日（金） 10時00分～

危機管理センター 災害対策本部会議室



京都府内の地震被害想定見直し結果について

(R6 花折断層帯を除く主要な活断層による地震被害想定)

1 被害想定見直し結果概要

地震被害想定算出にあたっては、内閣府において、東日本大震災等の実際に発生した地震災害のほか、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝地震等の調査研究結果から得られた新たな知見に基づいた検討が進められているところ。

本被害想定結果は、本府に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震について最新の内閣府の算定方法や基礎データを反映し、被害想定の見直しを行ったものである。

<H20 被害想定結果との比較>

①建物の耐震化率向上により、人的被害・建物被害とも減少

②避難者数については、建物被害の減少に加え、近年の災害を踏まえた半壊建物からの避難率の見直しにより、大幅に減少

<今回新たに算定した項目等>

上下水道、電気、通信等のライフラインについて、被害の状況や復旧に要する期間を新たに算定

■H20 被害想定結果との比較（人的被害・建物被害）

() 内は前回数値

断層名	人的被害（人）					建物被害（棟）		
	死者	負傷者数		要救助者	避難者	全壊	半壊	焼失
		重傷者数						
生駒断層	990 (3,380)	10,030 (30,350)	1,600 (3,490)	6,200 (18,490)	75,100 (367,170)	28,660 (65,230)	65,830 (123,760)	3,610 (4,960)
有馬－高槻断層帯	1,320 (2,890)	16,000 (43,910)	2,230 (5,190)	10,000 (26,760)	124,700 (340,500)	39,730 (60,480)	119,580 (223,070)	5,220 (6,440)
奈良盆地東縁断層帯	520 (1,890)	6,210 (19,700)	930 (2,000)	3,200 (10,730)	40,120 (248,540)	19,820 (46,010)	42,510 (89,530)	1,890 (4,620)
木津川断層帯	420 (1,560)	5,710 (18,430)	730 (1,680)	2,400 (9,270)	32,540 (236,460)	16,250 (40,660)	42,020 (88,950)	1,390 (3,940)
殿田－神吉－ 越畑断層	1,050 (3,410)	18,410 (34,930)	2,070 (3,860)	6,100 (18,960)	67,420 (426,020)	32,310 (77,560)	100,720 (155,490)	5,060 (5,610)
埴生断層	330 (1,510)	5,800 (19,970)	540 (1,700)	2,600 (9,730)	36,100 (262,330)	13,810 (38,050)	55,120 (101,920)	650 (2,260)
上林川断層	430 (1,160)	2,990 (8,290)	630 (1,330)	2,850 (5,770)	27,740 (101,490)	23,120 (39,490)	29,860 (47,600)	540 (4,970)
三峠断層	430 (1,150)	2,700 (7,920)	630 (1,330)	2,960 (5,950)	28,710 (95,730)	22,010 (38,340)	26,820 (44,650)	730 (4,890)
郷村断層帯 (H20地震被害想定) (H29地震・津波調査)	1,010 (2,180) (5,400)	4,870 (12,670) (17,970)	1,510 (2,300) (6,480)	6,100 (9,260) (6,910)	57,320 (149,400) (115,320)	62,860 (76,610) (65,400)	41,190 (60,610) (36,120)	2,010 (10,550) (18,530)
山田断層帯	540 (1,650)	3,000 (9,030)	840 (1,570)	3,590 (6,750)	34,200 (108,100)	36,930 (54,980)	31,770 (49,350)	1,120 (8,550)
花折断層帯 (参考)	4,660 (6,950)	60,830 (177,510)	9,870 (42,600)	27,400 (8,000)	239,820 (482,000)	110,710 (189,070)	147,050 (256,900)	23,500 (11,100)

※有馬－高槻断層帯の「全壊・半壊」前回公表数値は、R5 花折断層帯地震被害想定結果と同様にH16 年京都市地震被害想定結果に基づいた数値を、H20 他断層帯地震被害想定結果との比較のため、再算出したもの

※同断層帯の「避難者数」前回公表数値については、R5 花折断層帯地震被害想定結果と同様にH16 京都市地震被害想定結果に基づき「避難所内避難者」の数値を採用

2 被害想定結果の詳細

(1) 人的被害の状況

■ 「死者数」「負傷者数」「重傷者数」「要救助者数」「避難者数」は全て減少

- ・死因は、揺れによる家屋倒壊（9割）、火災（1割）
- ・負傷理由は、主に揺れによる家屋倒壊のほか、火災等によるもの
- ・死者・負傷者数については、建物の耐震化率の向上による建物被害棟数の減少に伴い減少
- ・重傷者数については、負傷者数の減少に伴い減少
- ・要救助者数については、建物被害数の減少に伴い減少
- ・避難者数については、建物被害棟数の減少に加え、前回想定(H20)では全壊・半壊建物から全員が避難することとしていたが、近年の災害における半壊建物からの避難割合を反映したため、大幅に減少

(2) 建物被害の状況

■ 「全壊」「半壊」の棟数は全体的に減少

- 理由：・ 建物の更新等による耐震化率向上（H20：78%→R2：88%）
- ・ 前回想定(H20)では、新耐震基準(S56以降)を満たす建築物の被害率を一律に算出していたが、新耐震基準を満たす建築物の中でも建築年次が新しいほど被害率が低下することを反映し、被害率を3段階(S56～H元、H2～H13、H14～)に区分けして算出した結果、被害数が減少

■ 地震発生後の火災による焼失棟数は全体的に減少

- 理由：・ 建物被害数の減少に加え、近年の災害における消防団による消火や延焼遮断帯（広い道路や農地等）による延焼防止効果を反映して算出した結果、すべての断層で焼失棟数が減少
- ・ ただし、建物が密集する都市部では延焼拡大等により焼失被害が増加する地域がある

(3) ライフライン被害の状況

新たに管路や浄水場・処理場の被害に基づく上下水道の支障人口や電柱の破損による停電軒数等の被害状況に加え、復旧見込みを算出

■被害の状況

断層名	上水道 (断水人口)	下水道 (機能支障人口)	電力 (停電軒数)	固定電話 (不通回線数)	携帯電話基地局 (エリアの最大停波率)	都市ガス (停止戸数)
生駒断層	88万人	9.5万人	1.2万軒	1.4万回線	8.2% (山城)	16.3万戸
有馬－高槻断層帯	120万人	11.8万人	1.8万軒	2.5万回線	8.1% (山城)	40.2万戸
奈良盆地東縁断層帯	59.7万人	7.1万人	1万軒	1.1万回線	7.1% (山城)	14.1万戸
木津川断層帯	58.8万人	6.9万人	8千軒	8.5千回線	5.4% (山城)	2.1万戸
殿田－神吉－ 越畑断層	94.4万人	9.5万人	1万軒	1.8万回線	7.5% (南丹)	22.9万戸
塙生断層	60.2万人	7.2万人	3.6千軒	4.6千回線	6.5% (南丹)	2.6千戸
上林川断層	17.3万人	2.8万人	3.1千軒	3.4千回線	6.8% (中丹)	8千戸
三峠断層	14.5万人	2.2万人	3.4千軒	3.8千回線	7.6% (中丹)	6千戸
郷村断層帯	26.5万人	4.4万人	8.4千軒	1.2万回線	31.8% (丹後)	2千戸
山田断層帯	13.2万人	1.5万人	5.1千軒	7.3千回線	21.9% (丹後)	0戸
花折断層帯 (参考)	130万人	15万人	7.2万軒	9万回線	20% (京都市)	71万戸

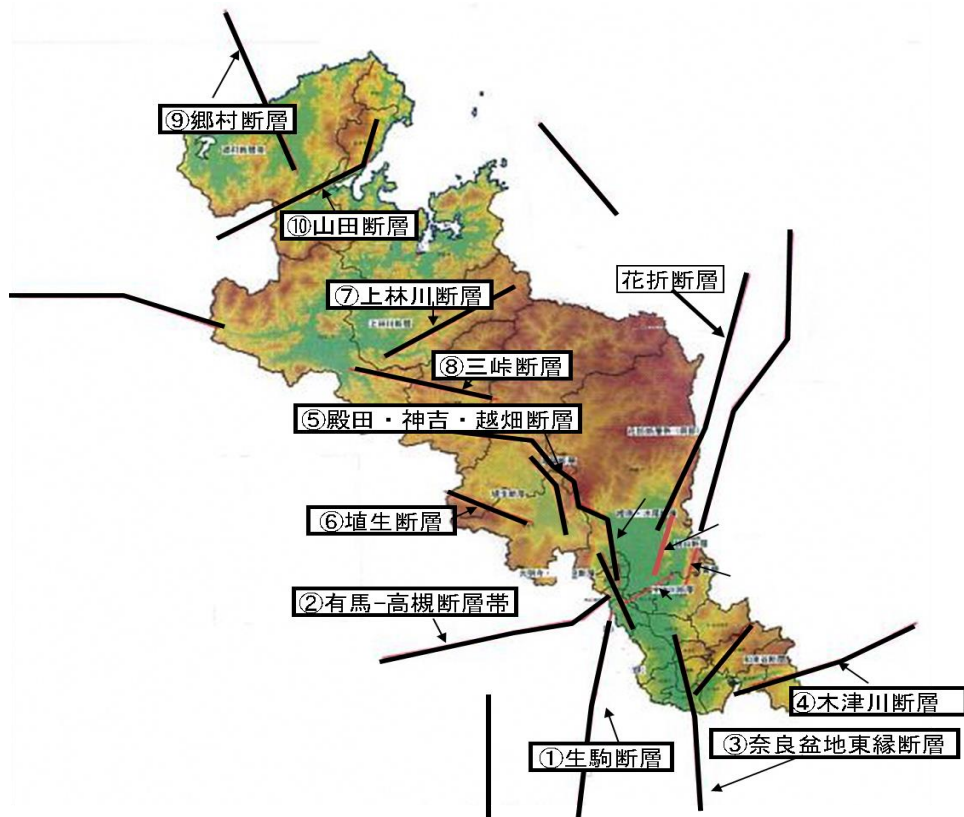
■ライフラインの復旧見込み

- ・ 上下水道は概ね1箇月で復旧
- ・ 上水道については、液状化被害等が大きい市町村(※)においては、発災直後の断水率が90%程度と高く、復旧までに1.5箇月から2箇月程度を要する
(※) 木津川市、井手町、笠置町、京田辺市、城陽市、久御山町、大山崎町、亀岡市、南丹市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町
- ・ 電気・通信については、概ね1週間で復旧

3 各市町村の最大被害断層

今回の見直しの結果、舞鶴市、宮津市、与謝野町については、最大被害となる活断層が、それぞれ郷村断層帯に変更

【各断層位置図】



【各断層の最大被害市町村の状況】 ※全壊棟数ベース

断層名	最大 予測震度	人的被害		建物被害		最大被害市町村
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	全壊 (棟)	焼失建物 (棟)	
①生駒断層帯	7	990 (3,380)	10,030 (30,350)	28,660 (65,230)	3,610 (4,960)	(R6): 宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町、精華町 (H20): 宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町、精華町
②有馬-高槻断層帯	7	1,320 (2,890)	16,000 (43,910)	39,730 (60,480)	5,220 (6,440)	(R6): 向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町 (H20): 向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町
③奈良盆地東縁断層帯	7	520 (1,890)	6,260 (19,700)	19,820 (46,010)	1,890 (4,620)	(R6): 木津川市、井手町、宇治田原町、和束町 (H20): 木津川市、井手町、宇治田原町、和束町
④木津川断層帯	7	420 (1,560)	5,710 (18,430)	16,250 (40,660)	1,390 (3,940)	(R6): 笠置町、南山城村 (H20): 笠置町、南山城村
⑤殿田-神吉-越畑断層	7	1,050 (3,410)	18,410 (34,930)	32,310 (77,560)	5,060 (5,610)	(R6): 南丹市 (H20): 南丹市
⑥埴生断層	7	330 (1,510)	5,800 (19,970)	13,810 (38,050)	650 (2,260)	(R6): 亀岡市 (H20): 亀岡市
⑦上林川断層	7	430 (1,160)	2,990 (8,290)	23,120 (39,490)	540 (4,960)	(R6): 綾部市 (H20): 舞鶴市、綾部市
⑧三峠断層	7	430 (1,150)	2,700 (7,920)	22,010 (38,340)	730 (4,890)	(R6): 福知山市、京丹波町 (H20): 福知山市、京丹波町
⑨郷村断層帯	7	1,010 (2,180)	4,870 (12,670)	62,860 (76,610)	2,010 (10,550)	(R6): 舞鶴市、京丹後市、宮津市、与謝野町 (H20): 京丹後市
⑩山田断層帯	7	540 (1,650)	3,000 (9,030)	36,930 (54,980)	1,120 (8,550)	(R6): 伊根町 (H20): 宮津市、与謝野町、伊根町
花折断層帯 (参考)	7	4,660 (6,950)	60,830 (177,510)	110,710 (189,070)	23,500 (13,100)	(R5): 京都市 (H20): 京都市

京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの改定（最終案）について

1 改定の趣旨

令和 6 年能登半島地震の教訓や、府内で最大の被害が想定されている花折断層帯地震など主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果等を踏まえ、孤立集落対策の強化、避難所の生活環境の確保、備蓄体制の強化、要配慮者対策の強化に重点的に取り組み、府民の生命と生活を守る。

2 改定の視点

地震対策専門家会議の意見や府関係部局、市町村等関係機関との協議を踏まえ、以下の視点で見直しを実施

- ①府内の主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果を踏まえる
- ②令和 6 年能登半島地震等の近年の自然災害における教訓を踏まえる
- ③新たに整備した京都府危機管理センターの機能を最大限活用する

※その他、府総合計画、国の防災基本計画、関西広域防災・減災プランなどの改訂内容についても反映

3 改定の概要

（１）指 針

・ 基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。

・ 減災目標

ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

・ 対策の 5 つの柱

- ①地震による被害を抑止するまちづくり（建物や上下水道の耐震化などハード対策）
- ②地震による被害を軽減する人づくり（防災教育などソフト対策）
- ③行政等の災害対応力の向上（応援・受援体制の確保や孤立対策等）
- ④被災後の命と健康を守る対策（避難所の環境整備等）
- ⑤被災地・被災者の迅速な復旧・復興（応急仮設住宅による住まいの再建等）

（２）推進プラン

・ 指針における「対策の 5 つの柱」を推進するための具体的な事業を記載

【新プランの事業数】 295 事業

※能登半島地震の教訓等を踏まえた新規・拡充項目 96 事業（新規：68、拡充：28）

※現行プランから完了した事業などの整理を実施 ▲106 事業（完了：61、統合：45）

4 計画期間

指 針：令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度（10 年間）

推進プラン：令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度（5 年間）

5 中間案からの修正点

指 針：専門家会議意見や中間案策定以降における国の動き等を反映

推進プラン：事業の数値目標や地震の被害想定の見直し結果等を反映

6 今後のスケジュール

令和 7 年 2 月 28 日：第 4 回専門家会議（最終案意見聴取）

〃 年 3 月：2 月府議会（常任委員会）最終案報告

〃 年 5 月：京都府防災会議報告（指針・プランの決定）

1 指針の概要について

(1) 改定の趣旨

令和6年能登半島地震の教訓や、府内で最大の被害が想定されている花折断層帯地震など主要な活断層による地震の被害想定の見直し結果など、現行の指針策定時からの状況変化等を踏まえ、指針及び推進プランを改定する。

(2) 計画期間

指 針：令和7（2025）年度～令和16（2034）年度（10年間）

推進プラン：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

(3) 基本理念（案）

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。

令和6年能登半島地震などこれまでの災害の教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体となった地震防災対策を実施することにより、京都府総合計画に掲げる「災害に強い京都」を実現し、府民の生命と生活を守ることを基本理念とする。

(4) 減災目標（案）

ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。

京都府総合計画に掲げるハード・ソフト一体的な地震防災対策の推進と合わせ、被災後の災害関連死を防ぐ「被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策」の実施により、被害を最小化し、「死者ゼロを目指す」ことを最終的な減災目標として設定

(5) 対策の5つの柱

- ①地震による被害を**抑止**するまちづくり（建物や上下水道の耐震化などハード対策）
- ②地震による被害を軽減する人づくり（防災教育などソフト対策）
- ③行政等の災害対応力の向上（応援・受援体制の確保や孤立対策等）
- ④被災後の命と健康を守る対策（避難所の環境整備等）
- ⑤被災地・被災者の迅速な復旧・復興（応急仮設住宅による住まいの再建等）

2 推進プランの概要について

(1) 推進プランの内容

指針における「対策の5つの柱」を推進するための具体的事業について記載

対策の5つの柱	事業数	
		うち新規・拡充
1 地震による被害を抑止するまちづくり	7 2	4
2 地震による被害を軽減する人づくり	<u>4 4</u>	1 0
3 行政の災害対応力の向上	<u>5 3</u>	2 4
4 被災後の命と健康を守る対策	1 0 1	<u>4 6</u>
5 被災地被災者の迅速な復旧・復興	<u>2 5</u>	<u>1 2</u>
合 計	<u>2 9 5</u>	<u>9 6</u>

(2) 改定の主なポイント

■ 孤立集落対策の強化

空路・海路による救助能力の強化や支援部隊等の受援体制の整備など

■ 避難所の生活環境の確保

トイレや食事、ベッドやパーティションの提供など

■ 備蓄体制の強化

備蓄の数量や品目、対象者（車中泊避難者等）の拡大など

■ 要配慮者対策の強化

福祉避難所の確保や福祉支援の充実（応援・受援体制の強化等）など

(3) 推進プランにおいて取り組む主な事業

<◎：新規事業、○：拡充事業、●：継続事業>

①地震による被害を抑制するまちづくり

◇建物の耐震化を進める

- 木造住宅等の耐震化を進める。（耐震改修補助事業の実施）
- 各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める。
- 医療機関の耐震診断、耐震化を進める。
- 社会福祉施設の耐震診断、耐震化を進める。

◇火災に強いまちづくりを進める

- 感震ブレーカー等の設置及び地震発生時の火気の使用停止等、火災の発生を防止するための準備や行動について普及・啓発を行う。
- 密集市街地対策を進め、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。

◇地震に強い基盤整備を進める

- ◎新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき **急所施設及び避難所等**の重要施設に係る管路等の耐震化等を進める。
- 府管理の緊急輸送道路の改良整備（拡幅）を進める。
- 府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震化を進める。
- 急傾斜地に係る土砂災害警戒区域の対策工事を進める。

②地震による被害を軽減する人づくり

◇自助力を強化する（自助）

- 平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める。（府職員出前語らいによる啓発等）

◇地域力を強化する（互助・共助）

- 機能別団員など消防団に加入しやすい環境づくりを進め、**消防団の活性化を図る**。
- ◎津波注意報・警報発表時の避難経路・避難場所などを定めた津波避難タイムラインの策定を支援する。
- ◎府と市町村が連携し、**地域防災のリーダーとなる役割が期待される**防災士を育成する。
- 水害等避難行動タイムラインの策定により地域の共助体制を強化する。
- 防災士や大学生など**地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する。

◇地域の危険情報を共有する（自助・共助）

- 土砂災害警戒区域等の調査を行い、区域を追加指定する。

◇学校の防災力を強化する（共助）

- 学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する。
- ◎災害時学校支援チームによる児童の心のケアや学校の早期再開を支援する。

◇企業・大学等の防災力を強化する（自助・共助）

- 企業の防災力（防災計画の策定、帰宅困難時の対策等）の強化を支援する。

◇多様な視点で取り組む（共助・公助）

- 多様な視点を踏まえた防災対策を検討するための意見交換会等を実施する。

③行政等の災害対応力の向上

◇災害対策本部機能を整備・強化する

- ◎危機管理センター及び支部機能の代替機能を確保する。
- ◎非常時専任職員等の府職員の災害対応力の向上を図る。
- 大規模地震発生時の業務継続マニュアルの検証・見直しを行う。
- ◎ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する。
- 「きょうと危機管理 WEB」等の情報発信ツールについて周知を図る。
- ◎オペレーションルームにおいて、国・他府県・関係機関からの応援職員と情報共有や各種調整等を行う。
- ◎ホテル・旅行業界と連携し、国・他府県・関係機関からの応援職員を受け入れる宿泊施設等を確保する。
- ◎他府県、関係機関のヘリを円滑に活用するための航空受援体制を充実・強化する。
- 広域防災活動拠点等の機能の拡充、対応力の向上を図る。

◇防災関係機関との救助・救出体制を整備・強化する

- ◎小型化された消防車両、救助資機材等整備を進める。
- 消防団・自主防災組織等による「ふるさとレスキュー」の救助対応力を強化する。
- ◎孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る。

④被災後の命と健康を守る対策

◇被災者の生活の質を確保する

- 避難所の耐震化を進める。
- ◎新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める。（水循環型シャワー、手洗いスタンド等の活用）
- ◎避難所における防災DXの活用を促進する。（衛星通信システムの活用等）
- ◎多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。
- ◎避難所における快適なトイレ環境や入浴施設を確保する。（洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的な確保、民間入浴施設の活用等）
- ◎避難生活の長期化に伴う避難所の食事環境を整備する。（炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等）
- ◎避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な資機材を確保する。（パーティション、段ボールベッド等）
- ◎在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外の避難者に対する物資提供等を行う。
- ◎保健医療福祉活動チームが連携し、避難者（自宅避難者等を含む）の健康管理等を行う。

【保健医療福祉活動チーム】

災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本リハビリテーション支援協会（JRAT）等

- ◎避難生活の長期化等に備えたホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。

◇保健・医療・福祉提供体制を確保する

- 災害拠点病院の機能確保や SCU(広域医療搬送拠点)の整備・充実等を進める。
- ◎災害薬事コーディネーターによる適切な医薬品提供 **体制等を確保** する。
- 災害拠点病院以外の病院における BCP 策定を促進する。
- ◎要配慮者の広域搬送手段の確保及びホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。
- 避難行動要支援者**の個別避難計画の策定、個別避難計画に基づいた訓練を実施する。
- ◎福祉避難所の確保及び運営体制を強化する。(福祉避難所の状況調査、応援・受援体制の強化等)
- ◎避難所における **保健・福祉**支援を充実する。(京都 DWAT の養成、他府県からの応援・受援体制の強化等)
- ◎社会福祉施設等の BCP 策定を支援する。(職員の応援、受援体制の確保等)

◇物資の円滑な供給を図る

- 新たな「公的備蓄に係る基本的な考え方」に基づき、必要な備蓄物資を確保する。

(対象日数の見直し(1日→3日)
対象者の見直し(在宅避難等を含む全避難者を対象に)
食数の見直し(1人1日あたり2食→3食)
重点備蓄品目の追加(乳児用ミルク、トイレットペーパー) 等)

- 備蓄倉庫の建て替えや民間企業等との連携により新たな保管場所を確保する。
- ◎孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保する。
- ◎民間企業や **自衛隊**、市町村等と連携した広域物資輸送 **体制**を確保する。
- ◎ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送を行う。

◇インフラ・ライフラインの迅速な応急復旧を図る

- ◎上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。
(市町村における応急給水計画等の策定 **を支援**、防災井戸・給水車の確保等 **を含めた広域地震防災対策を推進**)
- ◎地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽の整備など分散的な取水手段を確保する。
- ◎防災拠点への衛星通信システムの設置等による通信環境を確保する。
- ◎インフラ・ライフラインの復旧に係る訓練や関係機関との連携強化を図る。(情報提供や訓練等)

◇NPO、ボランティアなどとの円滑な連携を図る

- ◎災害時に NPO、災害ボランティア、民間団体との連携を調整する災害中間支援組織を育成する。

◇観光客等を保護する

- 関西広域連合や鉄道事業者等と連携し、駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する。
- ◎外国人を含む観光客に対する情報提供や避難場所確保等を行う。

◇被災者の生活対策を支援する

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する。

⑤被災地・被災者の迅速な復旧・復興

◇被災者の被害状況を迅速に把握する

- 罹災証明書発行のための訓練や災害救助法等に関する研修会を実施する。
- 市町村の災害弔慰金支給に係る審査体制の整備を支援する。

◇災害廃棄物の処理を迅速に行う

- 災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める。

◇地震後の住まい再建を支援する

- 国等と連携したムービングハウス等の多様な仮設住宅の活用を進める。
- 地域コミュニティの維持や浸水想定区域を考慮した応急仮設住宅の建設候補地の確保を進める。
- 住宅の応急修理や被災家屋の解体等に係る申請手続きの簡素化など迅速化を進める。

◇復興に係る計画を迅速に策定する

- 大規模災害時の復興計画策定手順や計画に盛り込むべき内容の検討など、事前準備を進める。

◇伝統文化や産業等の復興を行う

- 文化財レスキューにあたる人材を育成する。
- 観光関連産業（宿泊・飲食等のサービス産業、土産物小売り等）をはじめ、中小企業や農林漁業者等、産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める。

第3回地震対策専門家会議意見の反映について

資料 2-1

	主な意見	新プランへの反映
1	(牧会長) ○ハード対策には「抑止」、ソフト対策には「軽減」の語彙を用いることが適切 ○現行指針において、京都の特徴として掲げていた「大学の防災対策」や「先端的な技術を持つ京都企業の防災対策」の視点については、次期指針においても明確にすべき	(指針) 対策の柱 1 地震による被害を抑止するまちづくり 項目 2-5 企業・大学等の防災力を強化する(自助・共助) 施策項目 2-5-2 府内の企業・大学等の防災力を強化する
2	(窪田委員) ○ペットと一緒に避難できる体制づくりや、ペット同行の観光客対策についても検討が必要	【185】ペット同行避難等の体制を確立する。
3	(窪田委員) ○プランの推進にあたっては、民間企業をはじめとする関係機関の理解を得るとともに、災害時における協力体制の確保が必要	【250】企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等を開催する。 【251】災害時応援協定の締結等民間企業・団体との協力体制を強化する。 【255】社会貢献・社会的責任として防災に取り組む企業と連携する。
4	(越山委員) ○令和6年能登半島地震においては、指定避難所以外の自主避難所が多数設置されており、自主避難所においても生活環境のほか、情報収集を行うことができる環境の確保についても検討が必要	【174】避難所に指定されていない公的施設の指定拡充や中規模ホテル・旅館、商業施設、寺社等民間施設の活用について検討を進める。 【177】地域住民による自主的な避難所運営を支援する。 【189】在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外の避難者に対する物資提供等を行う。
5	(越山委員) ○能登半島地震を踏まえ、要配慮者が安心して避難し、避難生活環境を保持するため、2次避難所の開設や運営について、検討が必要	【190】保健医療福祉活動チームが連携し、避難者(自宅避難者含む)の健康管理等を実施する。 【204】要配慮者の広域搬送手段及びホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。 【209】避難所における保健・福祉支援を充実する。(京都DWATの養成、応援・受援体制の強化)
6	(松島委員) ○減災目標に掲げている「死者ゼロ」を目指す上では、災害関連死を減らすソフト対策についても検討すべき	【9】木造住宅等の耐震化を進める。(耐震改修補助事業の実施) 【182】避難所においてパーティション、段ボールベッド等簡易ベッドを活用する。 【183】避難所の長期化に伴う避難所の食事環境を整備する。(炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等) 【184】避難所における快適なトイレ環境や入浴施設を確保する。(洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的な確保、民間入浴施設の活用等)
7	(松島委員) ○緊急輸送道路における渋滞発生に対しての交通規制のあり方について検討が必要	【49】緊急輸送関連施設(交通管制施設)の整備を進める。 【231】京都府域道路啓開計画に係る訓練等を実施し、その実行性を確保する。
8	(高階委員) ○災害時における道路啓開の実効性の確保にあたっては、地元の土木関係企業等の参画が重要	【235】民間団体と締結した協定に基づき、道路啓開や放置車両の円滑な移動等を行うとともに、災害時の連絡体制を強化する。

	主な意見	新プランへの反映
9	（高階委員） ○広域的な避難を行うにあたっては、都道府県がマネジメントする必要があり、その手法については検討が必要	【190】保健医療福祉活動チームが連携し、避難者（自宅避難者含む）の健康管理等を実施する。 【204】要配慮者の広域搬送手段及びホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。 【209】避難所における保健・福祉支援を充実する。（京都DWATの養成、応援・受援体制の強化）
10	（高階委員） ○被災地域内において被災者対応できる体制や環境整備が基本であり、広域避難を行った場合も、なるべく早期に元の生活環境に戻すための仕組みづくりが重要	【282】国等と連携したムービングハウス等の多様な仮設住宅の活用を進める。 【285】地域コミュニティの維持や浸水想定区域を考慮した応急仮設住宅の建設候補地の確保を進める。
11	（高階委員） ○災害時における防災ヘリについて、協定の締結など、確実に確保できる体制の構築が重要	【153】他府県、他機関ヘリを円滑に活用するため航空受援体制を充実・強化する。
12	（廣瀬委員（代理：和田室長）） ○支援物資を円滑に避難所等に配送できるよう、京都府の広域物資輸送拠点（京都府総合見本市会館）との連携が重要	【227】民間企業や自衛隊、市町村等と連携した広域物資輸送体制を確保する。
13	（松本委員） ○京都府と市町村が連携し、備蓄物資の保管用施設の確保や、災害時における備蓄物資の融通が必要	【219】地域の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保する。 【223】事業者等の応急物資や流通備蓄の実効性を確保する。 【227】民間企業や自衛隊、市町村等と連携した広域物資輸送体制を確保する。

地震被害想定見直し等を踏まえた重点的に推進すべき対策について

府内の主要な活断層による地震被害想定の見直し結果等を踏まえ、重点的に推進すべき対策について、推進プランに反映

＜全地域において重点的に推進すべき対策＞

- ・ 公共施設、住宅、民間施設の耐震化をさらに促進する。
- ・ ライフライン施設の耐震化を推進する。
- ・ 液状化の発生が見込まれる地域では、上下水道の復旧が長引く恐れがあり、上下水道の耐震化や復旧対策を推進する。
- ・ 家具の転倒防止等室内の安全対策を推進する。
- ・ 避難生活の長期化に対応した避難所の環境改善を推進する。
- ・ 在宅避難者や車中避難者を含む多数の避難者に対応した備蓄体制を確保する。
- ・ 高齢化が進展していることから、要配慮者対策をさらに推進する。
- ・ 要救助者、負傷者の救出・救助能力を向上する。

＜各地域の特性に応じ重点的に推進すべき対策＞

＜京都市域＞

- ・ 人口集中地域であり、電気機器・配線からの出火による焼失被害が他の地域に比べて大きいほか、建物倒壊による人的被害が大きいため、耐震対策に加え、密集市街地対策や感震ブレーカーの設置促進など火災防止対策を推進する。
- ・ 文化財が多数存在することから、文化財の保護対策を推進する。
- ・ 外国人を含む観光客の保護・避難誘導・多言語による情報提供等の帰宅支援対策を推進する。
- ・ 企業や大学等に通勤・通学する者の帰宅支援対策を推進する。

＜山城地域＞

- ・ 建物が密集する市街地では、電気機器・配線からの出火や延焼の拡大等による焼失被害が他の地域と比べ大きいことから、耐震対策に加え、感震ブレーカーの設置促進など火災防止対策を推進する。
- ・ 今後、過疎・高齢化の進展により共助機能の維持が困難となることが見込まれることから、地域コミュニティの強化をはじめ、地域防災力の向上を推進する。
- ・ 液状化危険度が高い地域を含むことから、発災直後の水道の断水による被害が大きく復旧に時間を要することから、上下水道の耐震化や復旧対策を推進する。

＜南丹地域＞

- ・ 市街地が広がる地域においては、建物倒壊等による人的被害が大きくなることが見込まれることから耐震対策や火災防止対策を推進する。
- ・ 今後、過疎・高齢化の進展により共助機能の維持が困難となることが見込まれることから、地域コミュニティの強化をはじめ、地域防災力の向上を推進する。
- ・ 中山間地が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

＜中丹地域＞

- ・市街地が広がる地域においては、建物被害が大きくなることが見込まれており、住宅の耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・今後、過疎・高齢化の進展により共助機能の維持が困難となることが見込まれることから、地域コミュニティの強化をはじめ、地域防災力の向上を推進する。
- ・中山間地のほか、海に面した地域を有し、アクセス道路が限られることから、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、海路・空路によるアクセス手段の確保など孤立集落対策を推進する。
- ・沿岸地域を有することから、津波対策を推進する。

＜丹後地域＞

- ・建物の全壊による被害がほかの地域と比べて大きくなることが見込まれており、住宅の耐震化率が低いため、耐震対策を推進する。
- ・今後、過疎・高齢化の進展により共助機能の維持が困難となることが見込まれることから、地域コミュニティの強化をはじめ、地域防災力の向上を推進する。
- ・半島地域であり、土砂災害等によって沿岸部の道路や内陸部の中山間地への道路が寸断されるなどにより、多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、海路・空路によるアクセス手段の確保など孤立集落対策を推進する。
- ・沿岸地域を有することから、津波対策を推進する。